

「市議会における災害発生時の

対応要領」を制定しました

市議会では、東日本大震災を教訓に、昨今の気候変動による災害や南海トラフ地震など大規模災害が予測されますので、大規模災害が発生した場合の市議会と議員の対応をルール化した「尾道市議会災害対応要領」を制定しました。

本市に、地震などにより災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生した場合、市災害対策本部に協力するため、市議会災害対策協議会を設置し、災害対策活動の支援を行います。

また、この対応要領に基づき、議員の行動基準を定めた「大規模災害発生時の尾道市議会議員の行動マニュアル」についても制定しました。

尾道市議会災害対応要領の概要

議長は、市災害対策本部が設置された時、議長、副議長、各会派代表者で構成する尾道市議会災害対策連絡協議会を設置します。議員は安否確認報告、また連絡協議に、議員から各地の災害情報収集・提供をし、市民の一員として積極的に各地域における災害対応に協力します。

大規模災害発生時の尾道市議会議員の行動マニュアル

大規模災害が発生した時、議員は尾道市議会災害対策連絡協議会の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動します。

初動期（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）には、議員は、議会事務局へ安否を連絡、所在地または連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立します。また、地域の一員

として地域の被災者の安全確保及び避難誘導に協力します。

初動期経過後、議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、連絡協議に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援等の共助の取り組みが円滑に行われるよう協力します。

他に議会事務局が議員から聞き取りする項目を設定し、議員への情報



エフエムおのみちに出演した高本訓司議長

伝達方法の優先順位を決めます。また議員の参集又は活動時の服装・携帯品、交通手段、緊急措置などを決めました。

議員は全員、情報収集の手段として、尾道市安全・安心メールへの登録を必ずするものとなりました。

